茨木市高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、在宅の要介護高齢者に対して、タクシー料金の一部を助成し、経済的負担の軽減を講ずることにより、外出機会の促進及び引きこもりの予防を図り、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

- 第2 助成の対象となる者は、高齢者(おおむね65歳以上の者をいう。第2第2号に おいて同じ。)で、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 申請日において市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に 基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 当該年度の市町村民税(特別区民税を含む。以下この号及び第4第1項第1号において同じ。)が非課税(申請日が4月1日から6月30日までの間にあっては、前年度の市町村民税が非課税)である者又は生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護者
 - (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者
 - (4) 次に掲げる施設に入所等していない者
 - ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム
 - イ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
 - ウ 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居
 - エ 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設
 - オ 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
 - カ 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
 - キ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - ク 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
 - ケ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の 2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定に よる改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
 - コ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
 - サ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
 - (5) 茨木市重度障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱(平成21年4月1日実施)第6第1項に規定する茨木市重度障害者福祉タクシー利用券の交付を受けていない者

(助成対象経費)

- 第3 助成の対象経費は、第2に規定する者が高齢者福祉タクシーを利用したときに 支払う乗車料金とする。
- 2 前項の高齢者福祉タクシー(以下「タクシー」という。)とは、次の各号のいず れかに該当するものとする。
 - (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客 自動車運送事業の許可を受けた者が配置する事業用自動車。ただし、一般乗用旅 客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成13年10月26日付け 国自旅第100号自動車交通局長通知)3.車種区分に規定する特定大型車及び大 型車を除く。
 - (2) 道路運送法第3条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者 が配置する事業用自動車
 - (3) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の登録を受けた者が配置する自家用自動車
 - (4) 道路運送法第78条第3号の許可を受けた者が配置する自家用自動車 (助成の申請)
- 第4 助成を受けようとする者は、茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
 - (1) 当該申請者の当該年度の市町村民税(4月1日から6月30日までに申請する場合にあっては、前年度の市町村民税)の課税状況についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書又は生活保護適用に関する証明書
 - (2) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第26条第1項に規定する被保険者証の写し
- 2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認する ことができるときは、当該書類を省略させることができる。 (助成の決定)
- 第5 市長は、第4第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて助成を決定し、申請者に対し茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付決定通知書(様式第2号)により通知する。
- 2 市長は、助成をしないことと決定したときは、申請者に対し茨木市高齢者福祉タクシー利用券不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。 (利用券の交付)
- 第6 市長は、第5第1項の規定により助成の決定をしたときは、申請者に対し茨木 市高齢者福祉タクシー利用資格証明書(様式第4号。第9第1項において「資格証 明書」という。)及び茨木市高齢者福祉タクシー利用券(様式第5号。以下「利用 券」という。)を交付する。

2 交付する利用券の枚数は1月当たり4枚とし、申請日の属する月の月分から当該 年度分を一括して交付する。

(利用券の有効期限)

- 第7 利用券の有効期限は、利用券を交付した日の属する年度の末日までとする。
- 2 利用券は、同一有効期限内は再交付しない。ただし、利用券を汚損したときは、 当該汚損した利用券と引換えに、同一枚数の新しい利用券と交換するものとする。 (助成額)
- 第8 利用券1枚当たりの助成額は、500円(消費税等額を含む。)を限度とする。 ただし、タクシーの乗車料金(第8及び第9第2項において「乗車料金」とい う。)が500円に満たない場合は、乗車料金を助成額とする。
- 第9 第6第1項の規定により利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。) は、当該利用券を使用してタクシーに乗車するときは、第6第1項に規定する資格 証明書を提示し、1乗車につき、乗車料金が1,000円未満の場合は1枚、乗車料金が1,000円以上の場合は2枚までの利用券をタクシーの乗務員に提出することができる。
- 2 乗車料金が助成額を超える場合の乗車料金と助成額との差額は、利用者の負担とする。

(届出)

(利用方法)

- 第10 利用者又はその家族は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、茨木 市高齢者福祉タクシー利用券交付資格消滅届(様式第6号)により、速やかに市長 に届け出なければならない。
 - (1) 転出したとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 第2に規定する助成の対象者でなくなったとき。
 - (4) 利用券の交付を受ける必要がなくなったとき。

(交付の廃止)

- 第11 市長は、第10の届出があったとき又は利用券を交付する必要がないと認めたと きは、利用券の交付を廃止する。
- 2 市長は、前項の規定により利用券の交付を廃止したときは、利用者に対し、茨木 市高齢者福祉タクシー利用券交付廃止通知書(様式第7号)により通知する。 (利用券の返還)
- 第12 利用者又はその家族は、第10の届出をするとき又は第11第2項の規定による通知を受けたときは、未使用の利用券を市長に返還しなければならない。

(助成金の返環)

- 第13 市長は、利用券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用券の返還を命じるとともに、助成した額の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正な行為により利用券の交付を受けたとき。
 - (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(タクシー事業者)

- 第14 利用券を使用することができるタクシー事業者(道路運送法第4条第1項、第43条第1項若しくは第78条第3号に規定する許可を受けた者又は同法第79条に規定する登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、本市内を営業区域とする者のうち、本市と茨木市高齢者福祉タクシーの配車について契約の締結を行った者とする。
- 2 タクシー事業者は、高齢者福祉タクシーの利用申込みのあった利用者に対し、で きるだけ優先的に配車するものとする。

(助成金の請求)

第15 タクシー事業者は、利用者から受け取った使用済みの利用券を1月ごとに取りまとめ、茨木市高齢者福祉タクシー利用料請求書(様式第8号)及び茨木市高齢者福祉タクシー利用状況報告書(様式第9号)に添付して市長に提出し、当該助成金を請求するものとする。

(助成金の支払)

第16 市長は、タクシー事業者から提出された請求書及び利用券等を確認し、適当と 認めたときは、助成金をタクシー事業者に支払うものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。 (令和3年度の茨木市高齢者福祉タクシー利用券の交付に係る特例)
- 2 令和3年度に交付する利用券の枚数は、第6第2項の規定にかかわらず、同項の 規定により一括して交付する枚数に8枚を加えて得た枚数とする。この場合におい て、同項中「一括して交付する」とあるのは「交付する」と読み替えるものとする。 (経過措置)
- 3 この要綱による改正前の茨木市高齢者外出支援サービス事業運営要綱第12の規定 により利用券の交付を受けた者に係る平成19年3月分の基本料金相当額等の支払に ついては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の茨木市高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱第11の 規定により利用券の交付を受けた者に係る平成21年3月分の基本料金相当額等の支 払については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年9月18日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高齢者福祉タクシー料金助 成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間 所要の調整をして、これを使用する

附則

この要綱は、平成28年6月17日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正前の茨木市高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附則

(実施期日)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、令和3年5月28日から実施する。

附則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。 (経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高齢者福祉タクシー料金助成 事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要 の調整をして、これを使用することを妨げない。

茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付申請書

(申請先) 茨木市長

茨木市高齢者福祉タクシー利用券の交付を次のとおり申請します。

						円	<u> </u>	月	口
フリガナ									
交付申請者氏名									
交付申請者住所	〒 -	-							
X11 1 HI L IZ//I	茨木市								
電話番号	()							
生年月日	明治・大正・	昭和•西	百暦	年	月	日	(歳)	
要介護状態区分	1 • 2 • 3 •	4 · 5	有効期間終了年月日			年	月		日
フリガナ						交付	计申請者	との関係	孫
代理申請人氏名									
代理申請人住所	〒 -	-							
電話番号	()							

同意書

茨木市高齢者福祉タクシー利用券の交付審査に必要なときは、私の住民登録、 課税状況、要介護認定区分及び生活保護受給の有無について、茨木市長が住民基 本台帳、市民税課税台帳並びに要介護認定及び生活保護に関する事務の関係書類 で確認することに同意します。

交付申請者氏名

(氏名が自署の場合は、押印不要です。)

 茨
 第
 号

 年
 月
 日

様

茨木市長

印

茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市高齢者福祉タクシー利用券 交付申請について、次のとおり決定したので通知します。

1 利用者の氏名

住所

2 有効期限 年 月 日

(注意事項)

次のいずれかに該当した場合は、速やかに届け出てください。

- (1) 転出したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 利用資格者でなくなったとき。
- (4) 高齢者福祉タクシーを利用する必要がなくなったとき。

 茨
 第
 号

 年
 月
 日

様

茨木市長

印

茨木市高齢者福祉タクシー利用券不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市高齢者福祉タクシー利用券の交付については、次の理由で不交付と決定したので通知します。

1 申請者の氏名

住所

2 不交付の理由

(表)

芬太市直路	 大垣州 月	アンーチリ 田	資格証明書	ţ
/火/17111 同田	ロイカ ガガイル・ノン	ノ ン ホリエ		Ŧ

有効期間 年月日~ 年月日

住 所						
氏 名				年	齢	歳
生年月日	年		月	日		
有効期限		年	月	日		

上記の者について、茨木市高齢者福祉タクシーの利用資格者である ことを証明します。

発行日

年 月 日

茨 木 市 長

印

(裏)

注意事項

- 1 高齢者福祉タクシーを利用するときは、必ずこの資格証明書を乗務員に提示してくださ い。 2この利用券の再発行はしませんので、紛失等しないように大切に保持してください。 - では、サイヤーでいる利田者以外は使用できません。

- 3この利用券に記載されている利用者以外は使用できません。 4この利用券が使えるタクシーは、茨木市が契約するタクシー事業者が配車するタクシー に限ります。
- 5 タクシーを利用するときは、乗車料金から助成額の利用券1枚(500円)、2枚(1,000円) を差し引いた額を乗務員に支払ってください。ただし、使用できる利用券の枚数は、1乗車 につき、乗車料金が1,000円未満の場合は1枚のみ、1,000円を超える場合は、2枚までで す。おつりは出ません。
- 6この利用券を他人に譲渡するなど不正に使用したときには、助成金の返還を求めます。
- 7有効期限が過ぎた利用券は、使用できません。
- 8次のいずれかに該当した場合は、速やかに届けてください。
 (1) 転出したとき。(2) 死亡したとき。(3) 利用資格者でなくなったとき。
 (4) 高齢者福祉タクシーを利用する必要がなくなったとき。

問合せ先 茨木市 部 課 電話072-

(表)

茨木市	一一中丛	土岩石	h hs	/一利用券
777 A\ [石榀州	となりと	一利田女
//\ / 🔻	JIMIMK.	пш		7171711711

No.

有効期間 発行日~ 年 月 日

※使用できる利用券は、1乗車につき2枚までで、おつりは出ません。 1000 円未満→1 枚のみ 1000 円以上→2 枚まで使えます。

乗 車 日	年 月 日
助成上限額	500円
乗車料金総額	
タクシー会社等	
車 両 番 号	

(乗務員の方へ)

- 1 この利用券を使用できるのは、茨木市と契約しているタクシー業者に限ります。 2 この利用券の提出があったときは、乗車料金から助成額(1 枚なら 500 円、2 枚なら 1000円)を差し引いた差額を受け取ってください。(おつりは出ません。)
- 3 高齢の方が利用されますので、乗降・運転の際には、ご配慮をお願いします。

茨 木 市 長 印 No.

(届出先) 茨木市長

(届出者)		
住 所		
氏 名		E
	(氏名が自署の場合は、	押印不要です。

茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付資格消滅届

次の理由により茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付の資格が消滅したので 届け出ます。

利	住	所						
利用者		ガナ 名					 	
資格	消滅年	月日		年	月	日		
資格	消滅の	理由	1	転出のため				
			2	死亡のため				
			3	その他				

 第
 号

 年
 月
 日
 茨 第

様

茨木市長

印

茨木市高齢者福祉タクシー利用券交付廃止通知書

茨木市高齢者福祉タクシー利用券の交付について、次のとおり廃止したので通 知します。

1	利用者の氏名			
2	廃 止 日 年	月	Ħ	
3	廃止の理由			

- (1) 転出のため
- (2) 死亡のため
- (3) その他()

年 月 日

(請求先) 茨木市長

(請求者)

所在地 団体名 代表者

1

茨木市高齢者福祉タクシー利用料請求書

茨木市高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱第15により、 月分の助成金を次のとおり請求します。

- 2 添付書類
 - (1) 茨木市高齢者福祉タクシー利用状況報告書
 - (2) 使用済み利用券

茨木市高齢者福祉タクシー利用状況報告書 (月分)

乗車年月日	件数	金額	備考
A =1	F-1	m.	
合 計	件	円	